

広島県生活衛生適正化審議会 議事録

- 1 日 時 令和元年8月28日(水)13時30分から14時30分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号 県庁北館 第1会議室
- 3 出席委員 大串委員, 片島委員, 加藤委員, 千田委員, 武田委員,
田房委員, 寺岡委員, 中本委員, 橋本委員, 山本委員 (50音順)
- 4 議 題 一般公衆浴場の入浴料金統制額の改定について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局食品生活衛生課生活衛生グループ
TEL (082) 513-3097 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
- (1) 開会
委員総数14名中10名が出席しており, 広島県生活衛生適正化審議会条例第6条第3項の規定による定足数を満たしていることを確認した。
- (2) 健康福祉局長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の指定について
- (5) 議事
物価統制令の規定により, 知事が指定することになっている一般公衆浴場の入浴料金の統制額について諮問した。
事務局から改定案について説明し, 次のとおり審議を行い, 答申を受けた。

委員	一般公衆浴場数利用者数の推移の中で平成27年, 28年頃, 一時的に利用者の人数が増えている時期がありますが, 理由等を教えていただければと思います。
事務局	特に理由としては把握していません。昭和60年から平成30年までのデータでは, 公衆浴場施設数はかなり減っておりまして, 比較しますと平成10年が152軒でしたが, 現在は52軒と, 3分の1程度になっているという状況で, 利用者数自体は100人を挟んで推移しているという状況だと理解しています。変動幅や枠の中での推移という理解で捉えています。
委員	全国平均の中で広島はだいたい真ん中くらいと言いますが, 色々な仕入れ, 油であるとか水道料金であるとかそういったものの値上げによって, このままでは将来立ちいかないというような悲痛な声が組合からありました。 そもそも, お風呂屋さんの料金を県が定めている意義は, 広島県民の公衆衛生を確保する, 要するに清潔にさせていただくという意味合いで, ただ, あまり高い料金だと皆さんに負担がかかるので, 定めがしてあるということです。 他の職種で言うと, こういった業種はあまりないと思います。県が口を出して料金を定めるという業種ですから, 県としても責任をもって公衆浴場が今後とも

存続できるように責任を持って対処していかなくてはいけない職種だと私も考えております。

この度値上げというのはもちろん致し方ないことだと思いますが、その他にも経営が苦しい時に、県として今後何か手を差し伸べる術を持っているのかどうか、もしお風呂屋さんが、このままでは後継者もないし商売にならないのでやめると、お風呂屋さんが全部やめた場合に広島県はどうなるのかということを考えて場合に、そういうことにならないように何か他に対処案を持っておられるのか聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 広島県としましては、一般公衆浴場に対する助成制度をいくつか設けています。

3つあり、1つめは、利子補給費の補助です。これは、日本金融公庫等から融資を受けた場合に、利子分の3分の1を補助するという制度です。

2つめは、設備改善の補助です。公衆浴場は水を使いますので毎日ご利用されると、傷みやすいというところがありますので、施設の改善に伴う補助を市町と共に対応させていただいて、一般公衆浴場のサポートをさせていただいております。

3つめは、公衆浴場業生活衛生同業組合は改善資金貸付事業を実施しておりますが、この原資に対して補助をしております。

こういったことを活用しながら、しっかり一般公衆浴場の確保と県民の方の衛生確保に取り組んでまいりたいと考えております。

委員 このような処置をしていただいているのは私も重々承知しておりますが、それでもまだしんどいというふうにおっしゃっておられるので、今後はより一層のこういった手立てを前向きに検討を始めていただきたいと思います。要望しておきます。

委員 昭和60年から施設数が5分の1くらいに減っているのに、利用者が横ばいというのは、毎週土日に小学生以下の無料開放の人数も入っているからということもありますでしょうか。

組合 無料入浴は、子供さんが親御さん1名につき2名ですが、利用していただくのは1日当たり3人から5人くらいです。平日はほとんど0に近い。浴場によって違いますけれども、小さい子供さんの親の年代がお風呂離れがひどいという状態です。

委員 広島県の助成状況ですが、施設数と件数が異なるのはなぜか教えてください。

事務局 同じ施設に何件か融資していれば、それぞれを件数として数えております。

委員 人件費が、平成27年度から減っていますが、どうしてでしょうか。

事務局 調査している施設に入れ替わりがあり、施設の規模により、前回よりは小規模な施設のデータになっておりまして、このように差が出ております。

委員	要望として、先ほど衛生管理のことを県からおっしゃっていただきましたけれども、設備面での衛生管理の方もよろしく願いいたします。
委員	入浴料金 1,000 円という施設がありますが、そこは上限額はないのですか。
委員	その他の公衆浴場です。規模が小さいのが銭湯で、その上限は今、審議会で決めているところです。
委員	ごみ処理場で燃料を利用して、使用料が 300 円という施設があります。それもその他の浴場なんですか。
委員	それは行政が行っているので料金が安いと思います。
委員	まず施設数及び利用者数の推移が一番問題点かなと。現在 52 軒ということで、これが今の問題点と捉えさせていただいた中で、本当に 450 円ということでこの業態の中で補っていけるのかというのが率直な疑問であります。
事務局	<p>そうするにあたって、補助金制度についてどんどん議論していく必要があるのと、活用状況、件数をアップしていくのも同時に行っていく方がいいのではないかなと。助成金制度の中身が明確に見えない中ですけれど、軒数を 52 軒から増やすということも視野に入れているのかということについて、教えてください。</p> <p>公衆浴場の経営は、民間から申請があり、基準合致していれば許可ということになっております。</p> <p>ただ、ご指摘のように一般公衆浴場がずいぶん減ってきておりますので、公衆浴場につきましてはその他の公衆浴場もありますので、そういったところも考慮しながら、お風呂のない家庭というのが存在しているということになりましたら、当然検討する必要があるかと考えます。地元市町と連携しながら対応することになると思いますが、基本的には一般公衆浴場の現在ある施設をしっかりサポートしながら支援していくところを第一に取り組みさせていただきたいと考えております。</p>
委員	現在ある施設を基準として進めていくということですが、先ほど申したとおり助成金制度の使えるものをすすめていただければと思います。よろしく願いします。
委員	私はよく銭湯を使うのですが、子供と一緒にいろんなところの銭湯へ行って、場所の雰囲気とか、一緒に入っているお客さんと会話をしたり、すごくいい雰囲気をいつも味わわせてもらっているのです、軒数を増やして、ずっと続けて色々頑張っていってほしいと思っています。
委員	イクちゃんサービスで土曜と日曜は子供さんは無料というのを聞きまして、こんなすばらしいことがあったのかと。銭湯の良さを皆様方に知っていただいて、いつまでもこのサービスを続けていただいて、PRしていただきたいと思えます。

委員

広島はこのところ災害が結構多いですが、自宅にお風呂が増えたと言いましても、何か災害があって、地域が断水、また電気が使えない、ガスが止まるとなると、二日、三日、お風呂に入れなくなった時に近くに銭湯があるというのはすごく助かると思うんですね。銭湯はやはりなくなってもらいと困る。その時に、銭湯さんの日常の経営云々も大事ですが、市とか県、行政の方も、できることからやる、災害のあった時の拠点として銭湯さんを考えていただければ、地域住民の方たちの癒しの場にもなろうかと思えます。自宅のお風呂が使えない時に銭湯が使えるというところで、助成も、生活金融公庫利息をみるだけでは経営者の方の自助努力が大きくなってしまいうんですね。そこを助成する、それもすごく経営が助かると思えます。

けれども、そういう形で銭湯をなぜなくしてはいけないのか、銭湯があるおかげで地域の住民がいかに最低限のゆとりの生活を守ってあげられるのか、というところに着目していくと、銭湯が今後も存在する意義があると思えます。また、大人に対しては 20 円の料金の改定ですが、経営者の方は、これで経営が楽になるとは思っていないと思えます。多分控えめな数字で出されているのではないかと思います。自助努力によって経営を安定させて地域の方々の生活を支えようという思いがあつての料金改定だと思います。

しっかり頑張ってください、私たちもできれば銭湯を利用させていただきたいと思えます。

事務局

昨年の豪雨災害におきましては、公衆浴場業生活同業組合の皆様方に、いわゆる避難者の方の入浴支援ということで多大なる御協力をいただきました。

1 か月強にわたりまして、断水の影響が続いたわけですが、お風呂の無料入浴などの活動をしていただきまして、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

委員

日頃、県から助成なり援助を受けてもらって大変ありがたいと思っております。ただ軒数が減ってきています。これを維持するための努力も組合としても精いっぱいやっていますけれども、なにしろ軒数が減っている所以对する助成を、もう何年も数字が変わってないことも、もう少し見直していただければありがたいと思えます。

それと、2、3年前に入浴者数が増えているのではないかという指摘がありましたが、これは、大きい施設ができたことにより、中型の施設がどんどん潰れたことによって、普通の銭湯に一時的に殺到したという形になっています。

なぜ今また落ち込んできたかという、スポーツジムがいろんなところでできています。スポーツジムは月に決まった額だけ払えばお風呂は1日に何回でも

	<p>入れるわけです。こちらに流れているというのも現状です。これを理解していただいて、さきほどもありましたように災害があったり、お風呂が壊れた時、その時には必ず、銭湯は役に立っていると私は考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>非常に貴重な意見をたくさん頂きました。</p> <p>前回改定から4年余が経過しております。その間に重油価格の高騰等により、公衆浴場の経営が厳しい状況にあることは十分理解できますし、消費税増税についても考慮いたしますと、諮問された公衆浴場入浴料金の統制額は妥当なものではないかというように考えます。本審議会の結論といたしましては、諮問どおり入浴料金を大人450円、中人200円、小人100円に改定するという事で答申したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>

(6) 閉会

7 会議の資料名一覧

- 審議資料1 料金改定申請書の写し
- 審議資料2 一般公衆浴場の経営に対する調査について
- 審議資料3 諮問料金の算定について
- 参考資料1 広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の指定について
- 参考資料2 広島県の一般公衆浴場入浴料金の推移
- 参考資料3 全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧
- 参考資料4 全国の一般公衆浴場入浴料金分布表
- 参考資料5 広島県の一般公衆浴場の施設数及び利用者数の推移
- 参考資料6 一般公衆浴場に対する広島県の助成制度
- 参考資料7 一般公衆浴場に対する広島県の助成状況
- 参考資料8 関係法令等集